

令和8年度

城陽市カーボンニュートラル補助金について

(住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置事業)

FIT (FIP) 制度

カーボンニュートラルの実現に向け、地球温暖化防止及び再生可能エネルギーの利用を促進するため、その取り組みを実践する市民に対し支援を行います。

★注意★

- ※ 受付は申請順で行います。
- ※ 予算の上限額に達した時点で受付終了となります。
- ※ 申請は、1回限りです。
(申請する補助対象事業に係る補助金を過去に受けたことのある方は再度受けられません。)
- ※ 手引きには主な対象要件を記載しています。提出前に、申請書類チェックリストを用いて書類一式が揃っているかご確認ください。

【補助内容】

住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムを同時に設置し、かつFIT (FIP) 制度による運用を開始された市民に対し、設置費用の一部を補助します。

さらに、住宅用高効率給湯機器を同時に設置される場合は、補助金額の加算があります。

※ FIT 制度

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社 (送配電事業者) が一定の固定価格で一定期間買い取るとを国が約束する「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のことです。

※ FIP 制度

再生可能エネルギーで発電した電気を市場価格で売電し、再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム (補助額) を上乗せする制度のことです。

※ 同時設置の考え方

原則として、導入に係る契約が同一のもの又は同一の建築工事に行われた別契約であるものが同時設置に該当します。

<本補助金に係る書類の提出及びお問い合わせ>

城陽市役所 市民環境部 環境課 環境係
京都府城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地
電話：0774-56-4061

(開庁日の8時30分から17時15分まで (12時から13時を除く))

【補助金交付の流れ】

<住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置の場合>

- ① 「住宅用太陽光発電システム」「住宅用蓄電池システム」を同時に設置
 - ② 電力受給契約を開始
 - ③ 電力会社（送配電事業者）との電力受給契約の内容が記載された書類を取得
- ※ ①は令和8年3月31日以前に完了していても申請可能ですが、電力受給開始日から6か月以内に申請する必要があります。

↓

交付申請書及び必要書類を添付の上、環境課窓口へ提出してください。

- ※ 申請書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。
(提出前に、申請書類チェックリストを用いて書類一式が揃っているかご確認ください。)

↓

審査

↓

補助金の交付が適当と認められるときは、交付決定通知書を環境課から送付します。

↓

交付決定通知書と同送の交付請求書の様式に必要事項をご記入のうえ、環境課窓口へ提出してください。

- ※ 交付請求書は交付決定通知書の通知の日から、14日以内に環境課窓口へ提出してください。

↓

指定の口座へ補助金を振り込みます。

<住宅用高効率給湯機器の同時設置の場合>

- ① 「住宅用太陽光発電システム」「住宅用蓄電池システム」に加え「住宅用高効率給湯機器」を同時に設置
- ※ 令和8年4月15日以降に、事業着手（契約又は工事開始のいずれか早い方）される必要があります。
- ② 電力受給契約を開始
 - ③ 電力会社（送配電事業者）との電力受給契約の内容が記載された書類を取得

↓

交付申請書及び必要書類を添付の上、環境課窓口へ提出してください。

- ※ 電力受給開始日から6か月以内に申請する必要があります。
※ 申請書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。
(提出前に、申請書類チェックリストを用いて書類一式が揃っているかご確認ください。)

↓

審査

↓

補助金の交付が適当と認められるときは、交付決定通知書を環境課から送付します。

↓

交付決定通知書と同送の交付請求書の様式に必要事項をご記入のうえ、環境課窓口へ提出してください。

- ※ 交付請求書は交付決定通知書の通知の日から、14日以内に環境課窓口へ提出してください。

↓

指定の口座へ補助金を振り込みます。

【補助対象者】

- ◇ 城陽市内に住所を有する者
- ◇ 市税を滞納していない者（交付申請時に市税調査に同意をいただきます。）
- ◇ 市内に所有する一戸建て住宅への設置であること（所有し、居住する住宅であること）
- ◇ 過去に当該補助を受けていないこと（城陽市住宅用蓄電池システム等設置補助金を含む）
- ◇ 補助対象設備の購入者が申請者本人であること

【補助対象となる設備等の主な要件】

※詳細は、申請書類チェックリストと併せてご確認ください。

<住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置>

◎住宅用太陽光発電システム

- ◇ 公称最大出力の合計値が2kW以上であること
- ◇ FIT（FIP）制度の認定を受けていること
- ◇ 住宅の屋根に設置していること（ソーラーカーポートによる導入でないこと）

◎住宅用蓄電池システム

- ◇ 住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置であること

★注意★

以下の場合は補助対象となりません。

- ・ 設置する住宅の総床面積の2分の1以上が店舗等として使用されている場合
- ・ 既に住宅用太陽光発電システム又は住宅用蓄電池システムのいずれかの設備が設置されている住宅に、もう一方の設備を新たに設置する場合

※ ただし、以下のケースは補助対象となります。

- ①太陽光発電システムの増設＋住宅用蓄電池システムの新設（同時設置）
- ②太陽光発電システムの新設＋住宅用蓄電池システムの増設（同時設置）

- ・ 補助対象経費にHEMS等の補助対象外のものが含まれている場合

<住宅用高効率給湯機器の同時設置>

◎住宅用高効率給湯機器

- ◇ 住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムに加え、住宅用高効率給湯機器を同時に設置すること
- ◇ 従来の給湯機器等に対して二酸化炭素の排出量を30%以上削減することができるものであること
（※二酸化炭素の排出量を30%以上削減の計算にあたっては、「温室効果ガス削減効果計算表」をご活用ください。）
- ◇ 令和8年4月15日以降に事業着手していること
（※事業着手とは、補助対象設備の設置に係る契約又は工事開始のいずれか早い方を指します。）

【補助対象経費】

住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システム	住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの購入及び設置に要する費用（ 税抜 ）
住宅用高効率給湯機器	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表1-4・対象経費）の別表第1（※）に定める費用（ 税抜 ） （※）下記のホームページをご確認ください。 URL： https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/ （「脱炭素地域づくり支援サイト」環境省）

【補助額】

住宅用太陽光発電システムと 住宅用蓄電池システム	以下の①・②・③の合計額 <u>上限額9万5千円</u> (補助対象経費の2分の1以内) ①基本額5千円 ②住宅用太陽光発電システム 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値 (1kW当たりで表した値) × 1万円 <u>(上限額4万円)</u> ③住宅用蓄電池システム 蓄電容量(1kWh当たりで表した値) × 1万円 <u>(上限額5万円)</u>
住宅用高効率給湯機器	補助対象経費の2分の1(千円未満切り捨て) <u>上限額: 30万円</u>

【提出書類】

本事業に係る工事が終了し、電力会社(送配電事業者)との電力受給契約完了後に、以下の書類を環境課に提出してください。提出前に、申請書類チェックリストを用いて書類一式が揃っているかご確認ください。

<住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置>

- 城陽市カーボンニュートラル補助金交付申請書
- 当該設備の設置状況が確認できるカラー写真及び配置図
 - ※ 太陽光パネルの写真は枚数が確認できるもの
 - 太陽光パネルの配置図は公称最大出力の合計値が及び太陽光パネルの枚数が確認できるもの
 - ※ 蓄電池の写真は設置状況が確認できるもの(設置した設備本体の写真)と、型番及び容量が確認できるもの
 - 蓄電池の配置図は、設置場所を確認できるもの
- 電力会社(送配電事業者)との電力受給契約の内容が記載された書類
- 当該設備の購入及び設置に係る費用の内訳のわかる領収書及び明細書の写し又は融資を受けたことを示す書類及び明細書の写し
- 蓄電池の容量が確認できる資料(カタログ等の写し)

<住宅用高効率給湯機器の同時設置>

- ※住宅用高効率給湯機器を申請される場合は、上記の<住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置>の書類に加え、以下の書類を提出してください。
- 当該設備の設置状況が確認できるカラー写真及び配置図
 - ※ 設備の写真は設置状況が確認できるもの(設置した設備本体の写真)と、型番が確認できるもの
 - ※ 設備の配置図は、設置場所を確認できるもの
- 当該設備の購入及び設置に係る費用の内訳のわかる領収書及び明細書の写し又は融資を受けたことを示す書類及び明細書の写し
- 当該設備の仕様が確認できる資料(カタログ等の写し)
- 温室効果ガス削減効果計算表(住宅用高効率給湯機器を設置した場合に限る)
 - ※ 従来の給湯機器等に対して二酸化炭素の排出量を30%以上削減することができることを示す書類
- 従来の給湯機器等の仕様が確認できる資料(温室効果ガス削減効果計算表に添付)
- 誓約書

【受付期間】

太陽光と蓄電池の同時設置	令和8年4月17日（金）～令和9年3月31日（水）
太陽光と蓄電池と高効率給湯機器の同時設置	令和8年4月30日（木）～令和9年1月8日（金）

※ 予算の上限額に達した時点で受付終了となります。

【申請期限】

太陽光と蓄電池の同時設置	電力会社（送配電事業者）との電力の受給を開始した日から6か月以内
太陽光と蓄電池と高効率給湯機器の同時設置	電力会社（送配電事業者）との電力の受給を開始した日から6か月以内 <u>※令和8年4月15日以降に、事業着手（契約又は工事開始のいずれか早い方）されたものであること。</u>